

検討項目

「米の売買管理」

委員等のコメント

- 公共サービス改革法の枠組みは柔軟性があるため、懸念される内容も盛り込んだ上で、第三者のチェックを受け透明性を高めるべき。
- 平成 22 年度からの新しい米の販売等業務に公共サービス改革法を適用するのは時間的に困難であると理解できる。だが、平成 23 年度から官民競争入札等監理委員会と共同してより良い制度を構築していくことがなぜ出来ないのか、農林水産省の局長の説明では具体的な支障が明らかになされていない。また、平成 22 年度からの委託に係る制度の検証期間がどの程度必要なのか明確にしたい。
- 民間委託する際に、インサイダーを排除して競争原理を働かせる基本的理念に同意するのか。それに農林水産省が同意するのであれば、それをできるだけ早く導入するべき。
- 事故米の問題が発生したが、こうした事故を未然に防ぐためには、農林水産省が独自に改革を進めるよりも、外部の目を通した検証を行うことが重要であり、農林水産省に対する国民の信頼性も高まるのではないか。
- 政府一体となって政府米の販売等業務をより良いものにしていく必要があるが、なぜ、平成 23 年度から農林水産省が独自に見直しを行うことが適切なのか明確に回答を求める。
- 官民競争入札等監理委員会の知見やノウハウも入れて農林水産省と共に議論を進めて行くことが合理的な在り方であり、委員会の関与を排除することは国民の不信感を招くのではないか。
- (内閣府の米の落札者決定の評価方法の例示(資料 1 別紙 2)) に対して、具体的な支障を生じる点の説明を求められてことに対し、農林水産省の局長が、一定の必要な資格を満たす事業者から選定する必要がある旨等の説明したものの具体的な支障となる点について言及がなかったことに関し) 総合評価方式の平成 23 年度からの導入について反論するのであれば、総合評価方式が適用できない等、具体的な理由を説明しないと、なぜ平成 23 年度から導入できないのか全く理解できない。もう少しトータルにかつ具体的な反論ができるよう検討するべきである。単に、平成 23 年度から正式に導入できるか「わからない」という回答は認められない。
- 流通業務や保管業務等の関連業者に天下りが存在することを否定できないの

であれば、内閣府の第三者委員会は不要で農林水産省のみの検討で十分であるとの主張は説得力が無い。そうしたインサイダーのみで物事をきめていくと、事故米のような問題が発生する。事故米の問題は、農林水産省が故意に起こしたものでなく、まじめに仕事をしていたつもりなのに発生したのではないのか。そうしたインサイダーを解消するのが当委員会のミッションである。インサイダーが横行している中で、それらを解消する努力を国民に示すことが必要。

- 我々の問いかけに答えていない。農林水産省の改革の趣旨には賛同しており、本件は農林水産省の問題であり、内閣府が農林水産省の仕事を奪おうとしているのではないことに誤解があるのか。より良い入札にしようと言っているだけである。説得力のある反論がない。もっと勉強してから具体的に反論するべき。

評価結果

- 内閣府の政務三役から農林水産省の政務三役に「公共サービス改革法は柔軟な枠組みであるため、現行の農林水産省の入札の枠組みを公共サービス改革法に基づく民間委託として行なうことが可能であるのに対し、農林水産省がどのような具体的な支障があると考えているのかを明らかにしていただきたい。」と申し入れたのにかわらず、平成 23 年度から公共サービス改革法を適用できない理由の提示はなされなかった。
- 農林水産省から公共サービス改革法に基づく入札を導入する時期についても具体的な説明はなされなかった。
- 事故米の経緯を踏まえ、こうした事故を未然に防ぐために、農林水産省が独自に改革を進めるよりも、外部の目を通した検証を早期に行うことが必要であり、平成 23 年度に公共サービス改革法を導入する必要がある。

とりまとめコメント

- 政治の責任で判断されるものであるが、本委員会の方針としては、政府米の販売等業務は平成 23 年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札により実施すべきである。